

第 9 回 SG 伝熱管 ECT 検討会 議事録 (案)

1 . 開催日時 : 平成 2 4 年 3 月 2 日 (金) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 4 0

2 . 開催場所 : (社) 日本電気協会 4 階 C 会議室

3 . 参加者 (順不同 , 敬称略)

委員 : 坂東主査 (日本原子力発電) , 越智副主査 (関西電力) , 泉田 (原子力エンジニアリング) , 高取 (三菱重工業) , 林 (北海道電力) , 原田 (原子力エンジニアリング)

(計 6 名)

委員代理者 : 福永 (九州電力 , 猿渡代理) , 道橋 (三菱重工業 , 高次代理) (計 2 名)

欠席者 : 秋山 (四国電力) , 大高 (原子力安全基盤機構) , 佐藤 (発電設備技術検査協会) (計 3 名)

事務局 : 大滝 (日本電気協会) (計 1 名)

4 . 配付資料

資料 9-1 第 8 回 SG 伝熱管 ECT 検討会議事録 (案)

資料 9-2 JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案に関する書面投票の結果について

資料 9-3 JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案 書面投票コメントリスト

資料 9-4 JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案

資料 9-5 軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針(JEAG4208)における現行/改定案の比較表

参考資料 1 第 32 回構造分科会議事録 (案)

5 . 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数 11 名に対して本日の出席委員数は 6 名 , 代理出席 2 名であり , 検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上の出席が確認された。

(2) 前回検討会議事録 (案) の承認 , 第 32 回構造分科会議事録 (案) の紹介

事務局より , 資料 9-1 に基づき前回検討会議事録 (案) について , 前回検討会終了後に配布した議事録に対してコメントがあったので , その内容の紹介があり , その後コメント無く承認された。

また , 参考資料 1 に基づき第 32 回構造分科会議事録 (案) から , JEAG4208 の審議状況やシビアアクシデント対策に関する学協会規格の分担に関する議論状況等について事務局より紹介された。

(3) JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案の検討

事務局より、資料 9-2 の JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案に関する書面投票の結果について、を用いて構造分科会書面投票のコメントが紹介された。

越智副主査より、資料 9-3 の JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案書面投票コメントリストに基づき改定案が紹介された。

各委員から出された主なコメントは以下の通り。

- ・対応案欄で「拝承」とあるが、ご意見としていただいたとおりに修正する場合はこのままでよいが、ご意見を検討してより良い記載に修正する場合は「拝承」と意味合いが異なるのではないか。

他分科会等の記載を参考に「ご意見を拝承し、下記の通り修正いたします。」旨に変更する。

- ・No.5 の解説 3-19 評価について、対応は現状通りとあるが、本文 3.3(2)に記載されている内容と解説 3-19 の内容に相違がないのであれば、解説 3-19 は不要ではないのか。解説 3-19 を削除する。対応案欄の記載は以下とする。

「ご意見を拝承し、下記の通り修正いたします。3.3(2)に記載されている内容と、解説 3-19 の内容に相違がないため、解説 3-19 を削除します。」

- ・No.9 で、図 3-1 校正用試験片の図内に、ドリル穴、打痕及びスリットがあるが、本文 3.2.1.1DF プローブ（大ピッチコイル）による渦流探傷試験ではスリットを使用しないため、解説 3-9 にその旨を記載した方がよいのではないかとのご意見に対し、対応は現状通りとあるが、スリットを使用していないことをどこかに表示しないと不親切ではないのか。

同じ形の校正用試験片を複数のプローブで使用していることから、図と本文の記載を分かりやすくするために図 3-1 は 3.2.1 項の末尾に配置することとする。

また、No.13 でも同じ図 3-1 と図 3-2 の校正用試験片についてご意見をいただいているが、こちらも同様に対応する。なお、図 3-2 も同様に 3.2.3 項の末尾に配置する。

- ・No.14 の 2 項目の解説 4-1 の引用に関する対応案について、記載内容はこれで良いか。

記載内容に不明確な部分が含まれているので、以下の内容に修正する。

「解説 4-1 では EB-1212 と条項まで引用していますが、これは維持規格の記載箇所の参照にあたり使用者の利便性を考慮し、記載しています。解説 4-2 についても解説 4-1 と表現を統一するため、EB-1212 の条項を解説 4-2 に引用することとします。」

6. その他

- (1) 資料 9-3「JEAG4208 書面投票コメントリスト」、資料 9-4「JEAG4208 改定案」及び資料 9-5「JEAG4208 における現行 / 改定案の比較表」のコメント反映版については、事務局で作成し、メールで各委員に配信し、速やかに確認することとする。

- (2) JEAG4208「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」改定案に関する書面投票でいただいたご意見の対応について、構造分科

会長に確認いただき、編集上の修正であると判断いただいた後、構造分科会各委員にも周知する。

- (3) 3月14日開催の原子力規格委員会に上程する資料は、JEAG4208本文の改定案、JEAG4208における現行/改定案の比較表、スマートアレイプローブとインテリジェントプローブの保全学会誌に掲載した技術論文のコピーの4点とする。
- (4) 次回の検討会は、4月13日(金)13:30~17:00(日本電気協会4階C会議室)の予定とする。

以上